

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 17 日

各都道府県・各政令市

産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

産業廃棄物処理の業務継続のための
新型コロナウイルスワクチンに係る積極的な対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種に関しましては、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」¹（P.13）において、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者以外の者へのワクチンの接種（以下「一般接種」という。）については、「ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種」するよう示されているところです。地方公共団体によるワクチン接種においては、医療従事者等や高齢者への接種が進み、地方公共団体によって時期は異なるものの、今後、一般接種が計画又は開始されるものと存じます。また、地方公共団体によるワクチン接種とは別に、職域接種においても申請受付が開始されたところですが、事業者等により自ら医療資源を確保いただけることが前提とされているため、1事業者当たりの平均従業員数が少ない廃棄物処理関係企業においては、医療資源の確保が困難であるとの声が、職域接種の意向に関するアンケート調査を通じて、多く寄せられました。

廃棄物処理業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられており、特に今般の新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下においても、ワクチン接種会場を含む医療関係機関等から排出される感染性廃棄物や、宿泊療養施設から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物等の適正かつ円滑な処理のため、安定的に業務を継続いただいているところです。さらに災害時においては、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理にも御尽力いただいているところです。このような状況等に鑑み、産業廃棄物処理の業務に携わる方のうち、希望される方が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう、貴

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html#h2_free1

都道府県・市及び貴管内市区町村の御協力、御尽力をお願いいたします。

具体的には、例えば高齢者等への接種が概ね完了し、一般接種が開始される際には、廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者へ優先的に接種することや、接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンの活用などが考えられますので、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。また、職域接種を行う場合については、接種実施医療機関等から集合契約を行うことが考えられますが、この際、郡市区医師会及び都道府県医師会における手続を要することがありますので、貴管内での職域接種に係る手続が円滑に進むよう、特段の御配慮をお願いいたします。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で受けていただくものですので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添えます。

【連絡先】 環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 涌田、石田、昌子、勝木

TEL: 03-5521-9274 (直通)

E-Mail: hairi-sanpai@env.go.jp